

令和6年度 実施予定事業
提案型市民主役事業化制度 募集要項



本制度では、鯖江市が行っている公共的な事業の中から、市民活動団体、地域のまちづくり組織、事業者などが「新しい公共」の担い手として自ら行った方が良いと考えられる事業を「市民主役事業」として募集しています。

公共における民間と行政との役割分担を見直し、公共サービスの更なる充実と市民の自治力を高める提案をお待ちしております。

募集期間 令和5年10月18日（水）から

11月15日（水）まで 17時必着

募集事業 提案型市民主役事業化制度募集事業一覧（令和6年度実施予定分）
※詳細は下記QRコード（市HP）よりご覧ください。

お問合せ
申込先

鯖江市総務部市民活躍課

〒916-8666 鯖江市西山町13-1

電話：0778-53-2214

Mail: SC-Katsuyaku@city.sabae.lg.jp

～つくる、そだてる、さばえる～



提案型市民主役事業
R6募集事業一覧

I 応募できる団体および募集する市民主役事業について

1 応募できる団体

(1) 応募の資格

鯖江市内を拠点に活動しており、提案した内容で事業を自立して実施する能力がある以下の法人その他の団体とします。

- ・ 民間の営利法人、非営利法人（NPO法人等）
- ・ 法人以外の団体（市民活動団体、地域のまちづくり組織等）

(2) 応募の制限

法人その他の団体またはその代表者が次に該当する場合には、提案者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により鯖江市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 鯖江市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けている者
- ③ 暴力団またはその構成員の統制の下にある者
- ④ 鯖江市長または鯖江市議会議員が、代表者またはこれに準ずる地位にある者となっている団体

【特記事項】

- ・ 提案にあたり、2つ以上の団体が共同により応募することも可能です。
- ・ 鯖江市を含む県内全域を対象として活動している団体については、本制度の主たる目的を達成するため、市内で活動する団体と共同により応募するか、または市民を含む実行委員会等の体制を構築した上で、事業提案してください。

2 募集する市民主役事業

市が公開する「提案型市民主役事業化制度募集事業一覧（令和6年度実施予定分）」に掲載された事業のうち、次の要件を満たすものとします。

- ① 行政が行ってきた事業を、そのまま担い手を変えて実施するのではなく、住民サービスおよび費用対効果の向上、事業の広がり等、改善が期待できるものであること。
- ② 事業を実施するにあたり、市民が誇りややりがい、そして楽しみを持って参画でき、人づくりおよび市民同士の連携の強化、市民の自立等につながる事業であること。

【特記事項】

- ・ 事業を単にそのまま委託するものではありません。実際に市が実施をしている事業内容・形態にこだわらず、上記事業一覧に掲載された「事業の目的」を参考に、事業対象や内容を組み替えたり、自由な発想で提案してください。
- ・ 掲載事業のうち、複数事業を集約して1つの事業とした提案も可能とします。

Ⅱ 提案型市民主役事業化制度募集事業一覧について

提案型市民主役事業化制度募集事業一覧（令和6年度実施予定分）に記載された各事項の説明は次のとおりです。

事 項	説 明
事業 No. (欄外左端)	事業を特定する通し番号です。 ※提案書の「事業ナンバー」欄には、この番号を記入してください。
所管部署	事業の実施を担当している課名です。
事業名	今年度、市が実施している事業の名称です。
R5 市民主役事業 実施状況	今年度において、提案型市民主役事業として実施している場合、「○」が記載されています。
R5 事業費 (千円)	今年度の事業費として計上されている額です。 ※今年度、提案型事業として委託されていない事業には、人件費（市職員分）は含まれていません。 ※紙や文具、コピー代など、他の事務事業と一括して調達している場合は、物品等の諸経費が含まれていない場合があります。
R6 募集（委託）	提案型市民主役事業の委託型として提案を募集している事業です。
複数年提案	この欄に「○」がある事業は、3ヶ年まで複数年にわたる事業提案も可能です。この場合は、複数年にわたる事業内容・収支計画、複数年にわたって行った方が良い理由を提案書に明記してください。 ※○がついている事業であっても、単年度の提案でも構いません。 ※複数年にわたる市民主役事業化が決定した事業は、その年数の期間是他団体に対する提案募集を行いません。ただし、翌年度の市民主役事業化を審査する審査委員会に事業計画・収支計画等を提出し、承認を受けることとなります。
事業の目的	事業を実施するにいたった目的を説明しています。
事業の概要	今年度、実施している事業の概要（内容）を説明しています。 ※ただし、この事業内容にこだわる必要はありません。 上記「事業の目的」を達成できる範囲で、民間の知恵と経験を生かした斬新な提案をお待ちしています。
職員数（正職員数）（人）	今年度、事業の実施にあたって必要と見込まれた職員のうち、常態的に採用された職員の数です。 ※一人が複数の事業を担当している場合などは、按分された数値で表されており、必ずしも整数（人）にはなりません。
所要時間（H）	年間を通じて実施しない事業など、上記、正規職員数欄で表するのが難しい事業の場合、この欄に事業の実施にかかった時間数が記載されています。

Ⅲ 応募の流れについて

1 事業内容等の聞き取り

希望者には、各事業の目的や内容について、市民活躍課から事業所管部署に連絡を取り、担当者から直接聞き取りや質疑をするヒアリングの場を設けます。

必ず事前に文末の問合先（市民活躍課）までご連絡ください。

2 応募書類の提出

別紙の「市民主役事業化提案書」（様式第1号）と、「団体概要書」（様式第2号）を提出してください。様式は、本要項の末尾に添付されているほか、市のホームページからファイルとしてダウンロードできます。

3 提出方法

文末の問合先（市民活躍課）まで持参、郵送またはメールのいずれかの方法で提出してください。提出書類は返却いたしません。書類は全てコピーし、お手元に保管してください。

4 【応募フロー】

令和5年 10月18日（水）

提案事業の選択

提案型市民主役募集事業一覧の中から、市民主役事業として提案したい事業を選択。

事業概要等の聞き取り

事業のヒアリングを希望する場合は、市民活躍課を通して、事業所管部署からの聞き取りを行い事業方針等との調整を行ってください。

提案書の作成

事業所管部署からの聞き取りを基に、提案書作成。

11月15日（水）

提案書の提出

持参・郵送・メールのいずれかの方法で、市民活躍課へ提出。

11月末

プレゼンテーション審査有無の判断・通知

プレゼンテーション審査が必要と判断された事業の提案者には審査会へ参加いただくよう市民活躍課より通知します。

12月24日（日）

審査会（プレゼンテーション・書類審査）

市役所4階多目的ホールにて審査会を実施します。書類審査のみの提案者は審査会の出席は不要です。
全事業の審査結果は翌1月末を目途に通知します。

募集

審査



IV 審査について

1 審査方法

- ・審査は、外部委員（学識経験者、市民代表）を含めた「提案型市民主役化事業審査委員会」が、下記の審査基準に基づき審査します。
- ・プレゼンテーション審査は、5分間程度のプレゼンテーションおよび必要に応じて提案者、事業所管課に対するヒアリングを実施します。
- ・プレゼンテーションは、個人情報、提案者独自のアイデアで公開することが適当でないと審査委員会が判断した情報部分を除き、公開で行います。ただし、提案事業が競合した場合は、公平を期すため、競合相手のプレゼンテーションの傍聴は不可とします。

2 審査基準

	項目	内容
1	改善の度合い	①市が行ってきた既存事業を担い手を変えて実施するものでないか。 ②住民サービスの向上が図られているか。 ③費用対効果の向上が図られているか。 ④経費の配分が適切であるか。 ⑤成果の改善が期待できるか。 ⑥事業の実施にあたって、より多くの市民の参加を得るなど事業の広がり、波及効果が期待できるか（特定の人だけの参加にならないか）。
2	民間と行政との役割分担（民間が関与することの利点）	①事業実施にあたり、市民が誇りややりがい、楽しみを持って参画できる事業であるか（事業の受託者が業務の「下請け」になっていないか）。 ②事業を実施することが、将来的に人づくりや市民同士の連携の強化、「市民の自立」、「自治力」の高まりにつながるものであるか。 ③民間と行政との役割分担の観点から、現時点で民間が行うことが適切な内容であるか。
3	実施体制（団体の能力）	①応募した事業を実施する場合、適正な規模と活動内容を有しているか。 ②事業を自立して実施できる事務局体制、組織体制等があるか。 ③事業の実施にあたりスケジュールに無理がないか。
4	斬新的提案	単に事業をそのまま委託したり、委託先を変更したりするものではなく、実際に市が実施をしている事業内容・形態にこだわらず、事業の目的を達成するための斬新な提案であるか。

V その他

1 事業費について

- ・市民主役事業の実施にかかる事業費は、市が負担します。
- ・事業費は、市が直接実施した場合の事業の予算額および事業の実施に関わる職員の人件費の範囲内で市長が定める額とし、これらの費用をすべて委託費として事業実施者に交付します。
- ・事業の実施に際し、教材費、交通費など参加者からの実費収入等が見込まれるときは、その収入額を市に納入していただきます。
- ・提案型市民主役事業で公共施設を使用する場合も使用料が発生しますので、施設利用が想定される場合は、「提案内容に係る収支計画」の中で別途必要な経費をお見積もりください。

2 採否の通知、採択された提案の取扱いについて

- ・提案の採否については、審査委員会の審査を踏まえて、市長が行います。
- ・提案内容のうち個人情報、提案者独自のアイデアで公開することが適当でないとして審査委員会が判断した情報部分を除き、審査経過（判断理由）を広く市民に公表し、翌1月末を目途に前提案者に通知します。
- ・採択された事業実施の決定（予算化）は、市長が行います。ただし、令和6年度鯖江市当初予算の確定後となります。
- ・複数年にわたる提案が可能な事業もありますが、同様に3月議会での予算確定が条件となりますので、実際の予算化を複数年にわたって保障することはできません。

3 制度全体のスケジュールについて

日 程	内 容
令和5年10月18日（水）	提案募集開始（事前照会・聞き取り受付）
令和5年11月15日（水）	<u>提案締切 ※郵送の場合、当日消印有効</u>
令和5年12月24日（日）	提案型市民主役事業審査委員会 ・ <u>プレゼンテーション審査（要出席）</u> ・ <u>書類審査（出席不要）</u>
令和6年1月下旬	提案結果通知・公表
令和6年3月下旬	市議会にて予算決定（予定）
令和6年4月以降	事業所管課と委託契約を締結したのち事業実施

連絡先

提案型市民主役事業化制度に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

事業所管部署からの事業に関する詳しい情報収集や、担当者との聞き取り・質疑の場の設置など、提案書の作成をサポートいたします。

お気軽にお問い合わせください。



各様式は、市民活躍課および市ホームページからもダウンロードできます。

鯖江市 提案型市民主役事業

検索

お問合せ
申込先

鯖江市総務部市民活躍課

〒916-8666 鯖江市西山町 13-1

電話：0778-53-2214

Mail: SC-Katsuyaku@city.sabae.lg.jp

～つくる、そだてる、さばえる～



提案型市民主役事業
R6 募集事業一覧

(様式第1号)

鯖江市長 殿

市民主役事業化提案書

年 月 日

住 所 (所在地)

(名 称)

氏 名 (代表者 氏名)

事業ナンバー	
事業名	
提案内容	※別紙も可 ※複数年提案の際はここにその利点を記載ください。
想定される効果	① (改善の度合い)
	② (民間が事業を行うことの意義・利点)
	③ (実施体制・スケジュール)

	④	(斬新さ)
事業の実施にあたっての条件（市への協力依頼内容等）		
<p>提案内容に係る収支計画</p> <p>※公共施設使用に使用料が発生します。</p> <p>【支出】とは別に【公共施設使用料】で見積もりください。 (不明な点はお問い合わせください)</p>	<p>※別紙も可 ※複数年提案の際はこちらに該当年数分を記載ください。</p> <p>【収入】</p> <p>(合計)</p> <p>【支出】</p> <p>(合計)</p> <hr/> <p>【公共施設使用料】</p> <p>(合計)</p>	

